

# 都市公園における自動販売機設置の 提案募集要項（再募集）

本公募は、今後の自動販売機設置拡大の検討に伴い、1年間で試行的に自動販売機を設置するものです。

令和6年2月  
枚方市

# 目次

1. 募集の主旨	3
2. 募集物件	3
3. 提案の内容	4
4. 選定方法	4
5. 応募の資格	4
6. 設置にあたっての条件	4
7. 提案の無効	6
8. 申請手続きの流れ	6
9. 設置予定者決定後の手続き	8

## 1. 募集の主旨

都市公園の利便性向上や熱中症対策の観点からの健康増進のため、次に掲げる都市公園において、それぞれ飲料品又は食品自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置提案を募集します。

なお本公募は、今後の自動販売機設置拡大の検討に伴い、自動販売機に付加する機能のニーズ等を調査するため、1年間で試行的に実施するものです。

## 2. 募集物件（※別紙公園位置図 参照）

No	都市公園名	代表所在地
1	中の池公園	東山2丁目47
2	鏡伝池緑地	楠葉丘2丁目785-1
3	楠葉中央公園	楠葉並木2丁目2500-251
4	楠葉東公園	楠葉朝日3丁目1895-614
5	車塚公園	車塚1丁目5
6	阪今池公園	黄金野1丁目637
7	北山公園	北山1丁目111
8	交北公園	交北4丁目516
9	牧野公園	牧野阪2丁目15
10	日置公園	招堤南町3丁目635-1
11	養父東公園	養父東町6070-53
12	二の宮公園	船橋本町1丁目714
13	平野公園	招堤中町1丁目232-55
14	星ヶ丘公園	星丘2丁目358
15	坊主池公園	岡山手町422-1
16	印田町ふれあい公園	印田町1114-2
17	宮之阪さくらの丘公園	宮之阪2丁目928-23
18	空見の丘公園	津田山手2丁目895-1
19	くにみの丘公園	津田山手1丁目22-1
20	薬師谷公園	長尾元町2丁目109番3
21	堂山公園	堂山2丁目1725
22	津田駅前東公園	津田駅前2丁目505-2
23	車谷公園	長尾家具町2丁目38
24	獅子口公園	長尾家具町4丁目57
25	高野道南公園	高野道2丁目3360-307
26	穂谷公園	穂谷2丁目4554-1

※1 上記公園を1地区とし、地区内から希望する公園へ自動販売機の設置を行う事業者を、販売品の種類別にそれぞれ1者選定します。

※2 詳細の設置位置や各公園の概要は、対象公園位置図を参照してください。

### 3. 提案の内容

設置提案書（様式1）に従い、次の項目を提案してください。

- (1) 自動販売機の設置を希望する公園 ※1
- (2) 公園ごとの自動販売機の設置台数 ※2
- (3) 公園ごとの年間使用料の納付額
- (4) 自動販売機の販売品の種類（飲料品又は食品）

※1 飲料品の場合、「No. 1 鏡伝池緑地」及び「No. 2 中の池公園」は必ず提案してください。

※2 飲料品の場合、「No. 1 鏡伝池緑地」は、対象公園位置図に記載の設置個所から、2箇所以上の設置を提案してください。

### 4. 選定方法

年間使用料の提案額の合計が最高の応募者を設置予定者として選定します。提案額が同額の場合は、設置公園数が多い提案を選定します。

なお、提案額及び設置公園が全て同数の場合は、応募者によるくじ引きで設置予定者を決定します。

### 5. 応募の資格

次の要件を全て満たす者に限ります。

- (1) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許等を有していることとします。
- (2) 申請時において、1年間以上の自動販売機での販売実績があることとします。
- (3) 国税及び市町村税に未納がないこととします。
- (4) 申請者又は申請団体の構成員が、暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこととします。

### 6. 設置にあたっての条件

条件は次の項目とします。条件を満たしていない提案は、提案時に修正を求めるか、受付しない場合があります。

#### (1) 設置許可

設置予定者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、都市公園法第5条第1項に基づき、枚方市の許可を受けて各公園を使用してください。

#### (2) 設置の位置

設置位置は、対象公園位置図に示す場所を原則としますが、詳細は設置予定者決定後に枚方市と協議して決定します。

#### (3) 設置期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※1 特段の事由がある場合を除き、設置期間内において、設置者の事情で自動販売機を

撤去することは認められません。

※2 現在自動販売機が設置されている公園については、設置期間が令和6年3月31日までとなっています。新たな自動販売機の設置作業は令和6年4月1日以降の実施となるため、令和6年4月初旬の設置を目安に、自動販売機の設置日について枚方市と協議してください。

#### (4) 使用料

##### ①使用料の額

年間使用料の額は、提案した額とします。ただし、年度ごとの売上の総額に100分の5を乗じて得た額が、提案した年間使用料より大きい場合は、年度ごとの売上の総額に100分の5を乗じて得た額を年間使用料の額とします。

##### ②使用料の納付

年間使用料は、毎年度当初に納付することとし、枚方市の発行する納付書により納付してください。また、年度ごとの売上の総額に100分の5を乗じて得た額が、提案した年間使用料より大きい場合は、その差額を、各年度の売上の総額が確定した翌日から起算して1か月以内に納付してください。

##### ③電気料金の納付

公園の既存電源を使用する場合は、使用電力量が計測できる子メーター等を設置のうえ、使用電力分の電気料金を枚方市が発行する納付書により納付してください。

#### (5) 売上の報告

各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を枚方市に報告してください。

#### (6) 設置及び撤去等にかかる費用

自動販売機の設置及び撤去に必要な工事は、全て設置者が費用を負担することとします。

#### (7) 機器及び販売等に関する仕様

全公園共通の仕様は次のとおりとします。

- ①販売品は、飲料品又は食品とします。
- ②酒類の販売はできません。
- ③メーカー希望小売価格より高い価格での販売はできません。
- ④「枚方市屋外広告物ガイドライン」の規定を遵守してください。
- ⑤「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱および犬のふんの放置の防止に関する条例」の規定を遵守してください。
- ⑥その他関係法令等を遵守してください。

次の公園については、上記の仕様に以下の項目を加えた仕様とします。

No.2 鏡伝池緑地	飲料品の場合は、災害時に自動販売機内の販売品を無償提供できる機能を備えたものを1台以上設置することとします。
------------	--

#### (8) 権利等に関する事項

- ①自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ②枚方市又は国、その他の地方公共団体の都市計画事業等により、やむを得ず自動販売機の設置にかかる公園用地が必要となる場合は、枚方市の指示により、当該自動販売機を移設又は撤去してください。  
なお、移設又は撤去にかかる費用は、設置者が負担するものとします。

#### (9) 維持管理責任

設置者の責任として、以下に示す自動販売機の維持管理を実施してください。

- ①自動販売機の維持管理は設置者が行い、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、売り切れがないようにすることとします。
- ②利用者からの要望等がある場合、販売品の一部入れ替えやつり銭の補充に対応することとします。
- ③自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台につき1個以上の割合で回収ボックスを設置し、廃容器等が溢れることがないように回収することとします。
- ④設置者の責任で定期的に機械の整備、原料・必要消耗品等の補充をすることとします。
- ⑤公園利用者から自動販売機に関する苦情・要望等があった場合は、公共施設として適切に対応することとし、内容については枚方市へ報告することとします。
- ⑥故障や汚損等が発生した場合は、速やかに復旧にすること。  
また、そのための費用は設置者の負担とすることとします。
- ⑦衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
- ⑧その他、必要に応じて枚方市又は公園施設等の管理者と協議を行うこととします。

#### (10) 損害賠償

設置事業者は自動販売機の設置及び管理等にあたり、枚方市又は第三者に損害を与えたときは、すべて設置者の責任において、その損害を賠償しなければならないものとします。

### 7. 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とします。

- (1)「5. 応募の資格」に示す要件を満たさない者の提案
- (2) 最低使用料（年間）に達しない金額を記載した提案

※最低使用料（年間）は、1㎡当たり2,000円とします。自動販売機の設置面積は少数部分を切り上げて計算してください。面積が1㎡に満たない場合は、1㎡として最低使用料（年間）を算出してください。

（計算例）設置面積0.9㎡の自動販売機を2台設置する場合、2㎡として算出

- (3) 記入事項を判読できない提案
- (4) 必要事項の一部又は全部が記入されていない提案
- (5) その他提案に関し、不正行為及び指定した以外の方法による提案

### 8. 申請手続きの流れ

項目		日程等
1	募集要項の配布	令和6年2月16日（金）から令和6年3月8日（金）まで
	枚方市ホームページ ( <a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049517.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049517.html</a> ) において電子ファイルにより配布を行います。紙文書による配布は行いません。	
2	質疑受付	令和6年2月16日（金）から2月23日（金）
	<p>質疑がある場合は、別紙様式「質問書」を下記受付メールアドレス宛に提出してください。</p> <p>【受付メールアドレス】 <a href="mailto:koujiitaku@city.hirakata.osaka.jp">koujiitaku@city.hirakata.osaka.jp</a></p> <p>【提出先】 枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課 公園経営グループ</p> <p>※1 電子メール以外（口頭、電話、ファクシミリ及び郵送など）による申込は受けません。</p> <p>※2 件名（subject）は「自動販売機応募質問」と記載してください。</p> <p>※3 電子メール送信後、必ず担当まで電話で着信確認をしてください。</p>	
3	質疑回答	令和6年3月1日（金）
	<p>枚方市ホームページに公表します。</p> <p><a href="https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049517.html">https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000049517.html</a></p>	
4	申請書の受付	令和6年3月4日（月）から令和6年3月8日（金）までの午前9時から11時まで及び午後1時から5時まで
	<p>【提出資料】</p> <p>①設置提案書（様式1）及び設置提案書別紙（様式2）</p> <p>②誓約書（様式3-A又は様式3-B）</p> <p>③履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本（発行から3カ月以内のもの）</p> <p>④納税証明書</p> <p>国税：「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額が無いことを証明する「納税証明書」（税務署様式その3-2又は3-3）を提出してください。</p> <p>市町村税：営業所等の所在地を管轄する税務担当部署が発行する、全税目について未納の額がないことを証する納税証明書を提出してください。</p> <p>※納税証明書及び滞納無証明書の原本を申請書正本に綴り、申請書 副本には納税証明書及び滞納無証明書の写しを綴ってください。</p> <p>※非課税法人等にあつては、非課税法人であることを証する書類等を提出してください。</p> <p>⑤事業概要に関する書類（次の事項が分かる書類）</p> <p>(ア) 設置予定の自動販売機のデザインが分かる資料（上面及び全側面を含む）</p> <p>(イ) 販売品目が分かる資料</p> <p>(ウ) 設置予定の自動販売機の機器の仕様等が分かる資料</p> <p>⑥許認可等の免許の写し</p> <p>※応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。</p>	

	<p>⑦自動販売機での販売実績（設置場所及び設置期間、販売品目）を記載した書類</p> <p><b>【提出場所】</b> 枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課 公園経営グループ 〒573-0023 大阪府枚方市東田宮 1-2-1 土木部中部別館 2階</p> <p><b>【提出方法】</b> 提出場所へ持参又は郵送（令和6年3月8日（金）までに必着） ※必要書類が提出されているかを確認するため、可能な限り受付場所へご持参ください。郵送の場合は、配達記録の分かるものをご利用ください。</p>	
5	<b>結果の通知及び公表</b>	令和6年3月15日（金）
	<p>各応募者へ文書により上記日付で発送します。 また、枚方市ホームページに設置予定者の決定及び選定結果を公表します。</p>	

## 9. 設置予定者決定後の手続き

公園施設設置許可申請書(枚方市都市公園条例施行規則様式第1号)に必要な書類を添えて、申請手続を行ってください。

申請後、所定の手続きを経て許可書を交付します。設置予定者は、許可を受けることにより、設置者となります。

本募集に関する問い合わせ：枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課  
枚方市東田宮1丁目2-1（中部別館2階）  
電話：(072) 841-1404（直通）FAX：(072) 841-3830  
MAIL：koujiitaku@city.hirakata.osaka.jp